

令和 5 年度普通会計決算認定特別委員会

令和 6 年10月11日（金）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

岡田（理）委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（14時16分）

これより農林水産部関係の審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることにいたします。

中藤農林水産部長

農林水産部の主要施策の実施状況及び決算額につきまして、説明資料に基づき御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。令和 5 年度農林水産部主要施策の成果の概要についてでございます。

令和 5 年度は、コロナ禍による価値観や消費行動の変容、激甚化する自然災害等危機事象、不安定な国際情勢をはじめとした課題に対応するため、G X ・ D X を推進エンジンとして最大限に活用し、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画に沿った四つの柱による、もうかる農林水産業と魅力あふれる農山漁村の実現とともに、徳島県みどりの食料システム戦略基本計画の具現化により、持続可能な農林水産業の実現に取り組んでまいりました。

まず、一つ目の柱、1 のニューノーマルへの対応については、（1）しなやかなとくしまブランドの展開では、ターンテーブルを拠点とした首都圏飲食店等への販路開拓支援や効率的な物流システムの構築、新たな地域への販路開拓などに取り組んでまいりました。

（2）選ばれる 6 次産業化の促進については、生産者と事業者等のネットワーク構築の促進や商品開発、展示商談会での販路開拓などの支援に取り組みました。

（3）戦略的な海外展開については、拡大する世界の食市場に応え、アジアを中心に本県が強みを持つ品目の販路拡大やハラルなど新市場の開拓等を進めてまいりました。

4 ページを御覧ください。

（4）移住定住に向けた都市農村交流の促進については、農林漁家民宿のスキルアップや魅力発信による誘客、かんきつテラス徳島を活用したフィールドワーク活動への支援、企業等と地域住民との協働活動を通じた交流などを促進いたしました。

次に、二つ目の柱、危機事象に備えた食料生産・供給体制の強化でございます。

（1）自然災害や家畜伝染病等への対応として、①南海トラフ・直下型地震への対応では、海岸保全施設等の整備、耐震化の推進や農業版及び漁業版 B C P の実効性向上、地籍調査の促進など、事前復興に取り組みました。

②自然災害への対応では、施設の補強・整備のほか、流域治水に資するため池の活用など、ハード、ソフト両面から農山漁村地域の強靱化に取り組みました。

③家畜伝染病への対応では、家畜伝染病の発生予防・まん延防止に向け、家畜保健衛生所の検査体制強化と老朽化対策の一体的、効果的な推進など、危機管理体制を強化してまいりました。

5 ページを御覧ください。

（2）強靱な生産基盤の整備については、①から③まで農業、林業、水産業の生産基盤の整備及び保全として、とくしまブランドを支える生産基盤の整備と長寿命化対策を推進するとともに、担い手への農地集積や森林の保全、藻場造成を推進しました。

（3）水田・園芸農業の振興として、①水田農業の振興では、徳島県みどりの食料システム戦略基本計画に資する有機栽培や特別栽培の推進など需要に応じた米づくりを推進するとともに、飼料用米の地域内流通の拡大、輸出用米、加工用米等の生産拡大を支援してまいりました。

6 ページを御覧ください。

②園芸農業の振興では、主要品目ごとの課題解決の実践等による園芸品目の育成・強化や、関係機関と連携したマーケットイン型産地の形成、さらには、施設園芸における化石燃料の低減に資する取組を進めてまいりました。

（4）畜産業の振興では、スマート畜産の促進などによる生産基盤の強化のほか、大阪・関西万博や海外展開を見据え、畜産ブランド力を強化してまいりました。

（5）林業・木材産業の振興では、航空レーザ測量データの解析に加え、効率的な路網整備や大径材の加工施設整備などの支援、また、展示効果の高い建築物への県産材利用促進や木材利用に秀でた建築士の育成などにより、更なる県産材の需要拡大を図りました。

（6）水産業の振興では、水産資源の持続的な利用と増産に向けた資源管理型漁業や栽培漁業を推進するとともに、藻類養殖漁場の貧栄養化対策や新たな養殖魚種の導入を推進しました。

7 ページを御覧ください。

三つ目の柱、スマート農林水産業の実装と労働力確保でございます。

（1）スマート農林水産業の実装では、A I を用いた画像解析やロボット等の未来技術の活用など、スマート技術の開発と現場実装を推進しました。

（2）から（4）の農・林・水産業の多様な人材育成・確保では、各アカデミーにおける新規就業者の育成や現場ニーズに対応したリカレント研修の強化、短期間から農業に従事できる環境の構築のほか、林業人材DXセンターの開設によるスマート林業人材の育成と労働安全対策の強化、各アカデミーを体感できる機会の創出など、幅広い人材を活用した労働力確保を図ってまいりました。

8 ページを御覧ください。

四つ目の柱、サステイナブルな農林水産業の実現でございます。

（1）地球温暖化対策については、高温環境下での生産に適応する品種の育成と高品質生産技術の確立など、適応策に取り組むとともに、化学肥料・化学農薬の低減に取り組む農業者への支援や二酸化炭素吸収源となる森林の整備、藻場の二酸化炭素吸収機能の評価手法の開発など、温暖化の緩和策への取組を推進しました。

（2）鳥獣による被害の防止については、集落ぐるみで実施する防護対策や関係機関との連携による広域捕獲による捕獲強化に加え、ジビエの利活用では、アスリート食の開発などを進めてまいりました。

（3）食育・木育と地産地消の推進については、料理コンクール、学校給食などを通じ、地域の食文化やエシカル農業に対する理解醸成に取り組むとともに、木育イベントの開催

や木育広場のリニューアルにより、木づかい県民運動の拡大を図りました。

9ページを御覧ください。

（4）地域で育む農山漁村づくりについては、地域の実情に応じた生産基盤と生活環境の一体的な整備や、幼少期から土に触れ・体感し・学べる土育^{つちい}の展開などを通じ、魅力ある地域づくり、中山間地域の活性化を推進してまいりました。

（5）安全・安心な食料の安定的供給については、GAPの実践や認証取得を促進するとともに、農薬の適正使用の徹底に向けた立入検査や啓発活動等を実施しました。

10ページを御覧ください。

このページから31ページにかけて、主要事業の内容及び成果を記載いたしております。

続きまして、32ページを御覧ください。32ページからは、令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額を記載しております。

まず、一般会計でございますが、歳入決算額の合計は、32ページの最下段の計欄に記載のとおり、予算現額279億1,646万1,870円に対し、収入済額191億3,759万7,516円でございます。

不能欠損額7,915円については、生産基盤課におきまして、工事請負契約後、契約相手方の法人が破産したことに起因するもので、法人の破産手続の終結が決定され債務が消滅したことから、不能欠損処分を行ったものでございます。

収入未済額305万5,000円については、森林土木・保全課におきまして、工事請負契約解除に係る前払金の返納金未納によるものでございます。

33ページを御覧ください。

歳出決算額の合計につきましては、最下段の計欄に記載のとおり予算現額468億7,739万8,334円に対し、支出済額327億2,574万1,182円でございます。

34ページを御覧ください。

特別会計についてでございます。

農林水産政策課、林業振興課におきまして、五つの特別会計を所管しておりますが、歳入決算額につきましては、最下段の合計欄に記載のとおり予算現額3億4,941万4,000円に対し、収入済額7億5,712万4,028円でございます。

なお、特別会計の収入未済額1,768万6,416円についてでございますが、農業改良資金貸付金特別会計におきましては、栽培不振による低所得及び離農による債務償還の停滞によるもの、林業改善資金貸付金特別会計におきましては、債務者の破産による債務償還の停滞によるものでございます。

35ページを御覧ください。

特別会計の歳出決算額の合計につきましては、最下段の合計欄に記載のとおり予算現額3億4,916万4,000円に対し、支出済額3億1,676万3,573円でございます。

農林水産部の概要説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

岡田（理）委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚委員

今、地球温暖化というのは喫緊の課題なんですけども、今やっている化学肥料を使っている農業は必ずCO₂を排出いたします。それに対して有機農業というのはCO₂がほとんど出ないということで、私も十数年前からやっています。

令和5年3月に持続可能な農林水産業の実現を目指して策定した、徳島県みどりの食料システム戦略基本計画では、2030年までに耕地面積当たりの有機農業の面積を1.5%に拡大する目標が掲げられております。

昨年度は計画期間の1年目に当たりますが、県として有機農業の取組拡大に向けて、どのように取り組んでいるか教えていただきたいと思います。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、有機農業の拡大に向けた取組についての御質問を頂いたところでございます。

委員お話しのとおり、本県では昨年策定しました徳島県みどりの食料システム戦略基本計画におきまして、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1.5%に拡大することとしております。

有機農業の取組拡大に向けましては、昨年度におきまして有機農業等産地拡大加速化事業によりまして、栽培技術研修会の開催や栽培技術の実証、また有機農産物を使用した加工品の開発、学校給食における有機農産物の提供など、地域ぐるみで行う生産から加工、消費までの一体的な取組を支援してまいりました。

また、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、有機農業を実施する農業者に対して取組面積に応じて交付金を交付いたしました。

また、有機農業の取組拡大を図るためには、減化学肥料、減化学農薬の取組から有機農業へのステップアップを支援することも有効でございまして、とくしまグリーン栽培転換支援事業によりまして、化学肥料や化学農薬の使用量を低減する栽培技術の実証、栽培マニュアルの作成などの段階的な支援も行っておりましてまいりました。

令和5年度におきましては、有機農業の取組面積が計画基準年の令和3年度から27ha拡大しておりまして185haとなり、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合は、令和3年度から0.12ポイント増加しまして0.67%となっております。

大塚委員

様々な事業を実施して、有機農業の取組拡大に向けた支援を展開されていることが分かりました。

有機農業をされる方がたまにいるぐらいなんで、それを面的に拡大させるためにはモデル的な産地づくりへの支援が非常に重要と考えています。

昨年度における有機産地づくりに向けた具体的な取組内容の御説明をお願いしたいと思います。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、昨年度における有機産地づくりに向けた具体的な内容について御質問を頂きました。

委員お話しのとおり、有機農業の取組の面的な拡大に向けては、モデル的な産地を創出し、横展開を図ることが有効だと考えております。

県では、有機農業等産地拡大加速化事業によりまして、地域ぐるみで行う有機農業の産地づくりを支援しております。

令和5年度は、小松島市生物多様性農業推進協議会が本事業を活用しまして、米の有機栽培の取組面積の拡大を図るため、栽培技術研修会の開催ですとか、小松島市内の全小中学校の給食における農薬不使用米の利用、オーガニック・エコフェスタにおける地域の取組のPR、地域資源を活用した堆肥の開発に向けた調査などに取り組んでおります。

また、新たに海陽町オーガニックスにおきまして、ニンジンの有機栽培技術実証や研修会の開催、有機農産物を活用した加工品の開発、町内外の学校給食における有機農産物の提供、マルシェの開催やホームページにおける情報発信などに取り組んでいるところでございます。

大塚委員

今はそんなに多くはないんですけど、着々と進んでいっています。

実は、鳴門に鳴門屋の社長で川端秀一という方がおりまして、私の親友でございます。

この方は、全国の約8万人の農家と提携しまして、無農薬の農産物を作って、それを全部買い取る形で、農業の場合、問題となる曲がった物とか、虫が付いて傷ついた物とかもあるんですけども、それも全部取り込んで製品化しまして、そのまま売れる物は売ります。売れにくい物は商品化して、市場に出しております。

特に、徳島県の海岸のほうでミニトマトを栽培して、それを全部買い取って、その中でミニトマトを、そのままの形で売れる物は売んですけど、少し形が違ったり、傷付いた物も商品化していて、「なるとん」というミニトマトを使った製品で、非常においしいんです。それを商品で売り出しております。私もしょっちゅう食べさせてもらっているんですけど、非常においしいです。皆様方も是非、試食していただきたいと思います。

有機農業というのは日本だけでなく、世界で一番大事なCO₂を削減しまして、とにかく温暖化をどうしても防がないといけない時代に入っています。

そういう中で、農業においてもそういった有機農業、できたら無農薬化を進めて、安全でしかもCO₂を全く出さない農業というのは是非進めていただけるように、県としても格段の努力をしていただきたいということを要望しまして、質問を終わります。

近藤委員

私からは、11ページの農畜水産物海外輸出ネットワーク構築事業についてお伺いいたします。

生産者や事業者から寄せられる輸出に関する相談や提案に対して、輸出サポートセンター等と連携し、バイヤーとのマッチングや輸出手続など実践的な支援を行ったと書いてありますが、違う資料では相談等対応件数が210件というかなり多くの件数があります。具体的な業種の割合や質問内容を教えていただけますでしょうか。

新居とくしまブランド推進課輸出推進担当室長

ただいま、農畜水産物海外ネットワーク構築事業について御質問を頂きました。

こちらにつきましては、平成25年から県やブランド推進機構、JETRO等で農畜水産物等輸出サポートセンターを設置しておりまして、事業者が輸出に取り組もうとする際の、様々な課題の相談窓口として相談をお受けさせていただいております。

令和5年度は210件の相談を受けているところでございます。

相談者につきましては、農林水産業の生産者をはじめ、J A、水産事業者、食品製造事業者、商社などの流通事業者のほか、自治体、金融機関など、幅広く御質問を承っているところでございます。相談件数の割合といたしましては、農林水産業の生産者及び食品製造事業者などの生産をしている事業者が過半数を占めているところでございます。

主な相談内容といたしましては、製造事業者の皆様から、輸出したいが何から始めたらいいのかという質問や、どのような商品が輸出に向いているか、どの国に輸出するのが効果的か、どういう輸出をしようかというお話と、活用できる補助資金等の御相談を受けているところでございます。

商社からは、輸出や輸入をしたいから県内の事業者を紹介してほしいですとか、活用できる補助金等はあるかという御質問が多く寄せられているところでございます。

また、金融機関からは、取引先へ説明したいので徳島県の輸出の状況を教えてくださいという御相談や御質問を承っているところでございます。

全体的な相談の傾向といたしましては、新たに輸出に取り組もうとされている事業者につきましては、そもそも輸出の仕組みや制度がよく分からないということで、そこから教えていただきたいというところや、どれぐらいの経費が掛かるのか、経費に対する助成はあるのかという、制度的なサポートについての御質問が多くなっております。

また、既に輸出に取り組んでいる事業者につきましては、補助金の制度ですとか、輸出先国において検疫等、農薬や衛生管理上の規制がございますので、そちらの状況を確認したいという御相談を受けているところでございます。

また、加工品等々ですと、相手先から、輸出先国のほうでH A C C P^{ハ サ ッ プ}やハラール等の認証を求められる場合がございますので、そちらについての取得の手続や認証団体の御質問を承っているところでございます。

近藤委員

幅広い質問や問合せがあったのかなと。将来のことは余り言えませんが、分析していただいて、地域商社設立の基礎となるような形で、今後も進めていっていただきたいと思います。

井下委員

近藤委員がさきに質問されましたが、私からも輸出のことで伺いたいんですけど、令和5年度の県内農産品の輸出の実績があれば教えていただきたいのと、もし今、例えば検討している中で課題になっているものがあれば教えてください。

新居とくしまブランド推進課輸出推進担当室長

ただいま、戦略的な海外輸出の実績と課題についての御質問を頂きました。

まず、輸出についての課題として大きなところは、根本的に国内の食市場が少子高齢化で縮小している状況でございます。

今後の農林水産業の維持発展に向けましては、海外の食マートが拡大しておりますので、こちらを獲得していくことが有効な手段と認識しているところでございます。

そのため、ターゲットとする国を決め、その国の状況に応じまして、販売ルートの拡充、輸出型園地の育成、輸出事業者の育成等の三つの柱に基づいて、戦略的な取組を展開しているところでございます。

令和5年度につきましては、販売ルートの拡充といたしまして、香港、台湾、マレーシアなどの現地小売店における徳島県フェアの開催ですとか、タイのジャパンエキスポが今年の2月に開催されたのですが、こちらで観光と連携した県産農林水産物等のプロモーションの実施、それと本年1月に実施しましたフランス・パリでの一流シェフ向けの食材提案会の開催。あと、ハラル市場の開拓に向けまして、今年の2月にUAEで開催されました大規模展示会への出展等のプロモーションを実施しておるところでございます。

また、輸出型園地の育成といたしましては、令和5年度は輸出先国のニーズに応じてHACCPを取得する事業者の施設整備を支援しております。

また、ソフト事業といたしまして、相手国の農薬規制に対応した生産加工体制づくりですとか、事業者がプロモーション等を行う際のソフト面の支援をさせていただいているところでございます。

また、先ほども相談件数の質問がございましたが、輸出事業者、これから輸出を始めようという方ですとか、輸出に取り組んでいる事業者の海外展開につきまして、それぞれの輸出の状況に応じまして、それぞれの課題に対する支援もさせていただいているところでございます。

その結果、令和5年度の輸出実績につきましては、ALPS処理水の海洋放出に伴う輸出規制や風評被害で水産物等の輸出額が減少したのですが、台湾向けのカンショやマレーシア向けの牛肉、アメリカ向けの木材等の販売が増加しておりますので、令和4年よりも1.6億円増えまして過去最高の41.5億円になったという状況でございます。

井下委員

何となく、海外向けだと勝手に難しいイメージが付いて回るというのが印象であります。一手間二手間が面倒くさくなってきて諦めている方はよく聞くので、できるだけそういうところのアドバイスと検疫とかも含めて、しっかりとしたサポート体制づくりをしていただきたいと思います。

先日、県で長年ずっと交渉を続けてきた香港が定期便という形になりましたが、その便を使って荷物を乗せて徳島県をPRしていただければと思っておりますので、畜産もそうですが、しっかりと連携していただければと思います。

もう1点、新規就農についてお伺いしておきます。

令和5年度の新規就農の実績と、あと県に新規就農したいという相談があるとお伺いしているんですが、その方たちが就農できないとかというところで、もし課題があれば教え

てください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま委員から、新規就農者の課題についての御質問かと思えます。

農業を地域の基幹産業として維持発展させていくため、将来の担い手となります新規就農者の育成確保については、大変重要なことであると認識しておりまして、これまで県では新規就農者の確保対策といたしまして、県下7か所に設置しております農業支援センターでの就農の相談であるとか、先進的な農業法人などに雇用されながら技術を習得するような実践研修であるとか、国や県の、主には国の給付金制度になるんですけども、新規就農者育成総合対策事業といった事業を活用して、積極的な支援を行っているところでございます。

また、就農相談から就農後の定着まで、更には経営発展までワンストップで支援するために開設した徳島県農業経営・就農支援センターがございまして、毎年そちらに新規就農者であるとか、これから就農希望される方から年間200件近く御相談いただいているところです。

こうした中、新規就農者が抱える課題といたしましては、例えば農業を開始する際の資金調達、有利な販売先の確保、高品質な農産物を生産するための農地や施設の確保、自身の農業経営を維持発展させていくための経営力の確保などが課題として挙げられると考えております。

今後、こうした課題の解決に向けても、引き続き新規就農者にしっかりと寄り添って、細やかな支援をしていきたいと考えております。

井下委員

とても相談が多く夢があると思っております。先ほどおっしゃっていただいたのですが、農業は意外とお金が掛かるところがあります。

なので、資金調達もそうですが、ノウハウもそうだし、最近1億円を超えるところでいうと6次産業化までワンセットでやっているようなところが多いとお伺いしていますので、先ほど輸出の話もありましたが、若い人たちが就農する際に農業だけで食べていく生活ではなくて、いろんな販売ルートもしっかり確保できて、収支が合うような農業の提案をしていただけると、より資金調達とか、夢がある農業ができると思っておりますので、重ねてになりますけど、いろんな分野、いろんな角度から支援してほしいと思います。

最後の質問です。鳥獣害対策について、県内の令和5年度の現状を、過去から増えているか減っているかを含めて教えてもらえますか。

須恵鳥獣対策・里山振興課長

ただいま井下委員から、鳥獣による被害状況について御質問がありました。

野生鳥獣の農産物への被害額についてですが、令和5年度は7,764万円となり、前年度から895万円の減となっております、令和元年度以降1億円を下回っている状況でございます。

獣害別の被害の状況ですが、ニホンジカによる被害額については4,273万円で、対前年

度比119%と増加している現状でして、中山間地の果樹の被害が約63%を占める状況となっております。

一方、イノシシについては1,442万円と対前年度比53%、ニホンザルについても1,438万円の対前年度比96%、その他カラス、カモ等については611万円の対前年度比83%となつて、いずれも減少している状況となっております。

井下委員

被害自体は減っているんですけど、捕獲頭数が増えたことによって減っているような状況なのでしょうか。

須恵鳥獣対策・里山振興課長

捕獲頭数について御質問がありました。

令和5年度のニホンジカの捕獲頭数につきましては1万6,964頭で対前年度比約93%、イノシシについては3,141頭で対前年度比39%、ニホンザルについては931頭で対前年度比59%となっております。令和5年度については合計で2万1,032頭という現状になっております。

捕獲頭数については、令和4年度に比べて減ったのですが、2万頭を超えている状況です。

井下委員

いろんな捉え方があると思うのですが、中山間地域につきましては、そもそも住んでいる人がだんだん減ってきているので農作物の被害が出ているのじゃないかと。いずれにせよ、一定数はずっと捕り続けていただいているということで、被害額も減っていると思います。鳥獣害は中山間地域に限らず、最近では都会でもそういった動物が出てくるんですけど、防護柵であったりとか、例えば地域に行くと集落の3人以上の人でやってくれとか、いろんなルールがあるんですけど、地域に行くと3人住んでいなかったりするので、なかなか申請しづらいということもあって、先ほどの新規就農のこともそうなんですけど、申請しやすい状況を作っていただけたらと思いますので、お願いしておきます。

それと、うちの地元でジビエ活用もやっていますが、この辺も輸出できるか分かりませんが、できたらいろんなことに使っていただけたらと思いますので、お願いしておきます。

仁木委員

各部局にお聞きしていることをお伺いさせていただきます。

当初予算額から現予算額を引いて、引いた分と不用額を足した分を当初予算額と対比して、その分が4割以上ある事業について、それぞれ御説明いただければと思います。

また、農林水産部も県土整備部と同じように、国の交付金が付かなくて減額、不用にしたという分についての御説明は結構ですが、付いたのにもかかわらず不用で落としたものがあつたら、それは言っていただければと思うのでお願いします。

福良農林水産政策課長

仁木委員から、令和5年度の歳出予算額につきまして、農林水産部の関係で不用が出ているものについてということです。

まず、現予算に対しまして不用額が多く発生しているものについて、私から各課をまとめて説明させていただきます。

まず、農林水産政策課におきましては、令和4年度から令和5年度に繰り越した予算でございますが、農業金融対策費の中で農業経営収入保険加入促進対策事業がございます。

こちらにつきまして、助成対象となる新たに収入保険に加入した青色申告を行う農業者が想定より少なかったということで、委託料の減少に伴いまして5,440万9,000円の執行残がございます。

続きまして、みどり戦略推進課につきましては、こちらも令和4年度から令和5年度に繰り越した予算につきまして、農作物対策費の肥料価格高騰緊急対策事業におきまして、肥料価格の高騰や肥料原料の輸入停滞を見込んだ農業者の肥料の事前の確保におきまして、支援対象期間における購入額が減少したことで、農業者からの申請が想定に及ばなかったことから1億1,872万7,000円の執行残となっております。

あと畜産振興課からは、こちらも令和4年度から令和5年度に繰り越した予算でございますが、畜産振興費の配合飼料価格高騰緊急対策事業におきまして、配合飼料価格の高騰に対しまして畜産農家が効率的な配合飼料を使った結果、委託料が減となって1,646万9,000円の執行残が出ております。

また、家畜保健衛生所運営費の家畜保健衛生所再編成の事業におきまして、阿南庁舎の建て替えに係る工事費が当初の見込みより少なかったことによりまして、9,253万2,000円の執行残が生じたものでございます。

続きまして、水産振興課におきましては、令和4年度から令和5年度に繰り越した予算のうち、燃油価格高騰に備えまして、国のセーフティネット制度に加入している漁業者の負担割合を軽減する水産振興費の漁業用燃油価格高騰緊急対策事業におきまして、セーフティネットの発動が当初の見込みより少なかったということで2,435万円の執行残が生じたものでございます。

あと、補正はそれぞれの各課から説明させていただけたらと思うんですが、当課の関係で申し上げますと、農業金融対策基金の2月補正におきまして、こちらの事業の、不用ではないのですが、運転資金を農業者に貸し付ける国の制度にスーパーS資金というものがあるのですが、そういったものの貸付けとか、地方給付金がなかったことで2月に2,200万円の減額をしたものでございます。

原田みどり戦略推進課長

個別事業について御説明させていただきます。

まず化学肥料の使用量低減に取り組む農業者に対しまして、肥料の価格高騰分に対して支援する肥料価格高騰緊急対策事業につきましては、令和4年度に創設しまして、支援金の精算事務のため令和5年度に1億8,940万円を繰り越しまして予算計上しておりましたが、不用額が1億1,872万7,384円となっており、不用額の割合としては63%となっております。

不用が生じた主な原因としましては、県内における肥料の流通実績や肥料の価格高騰率を基に支援金額を算出しておりましたが、本県の肥料入荷量データによりますと、支援対象期間の前2か年の入荷量が近年のトレンドよりも明らかに増加した一方で、支援対象期間の入荷量が大幅に減少していることから、肥料価格の高騰や肥料原料の輸入停滞を見込んだ肥料の事前確保の動きによりまして、支援対象期間における購入量が減少したことで農業者からの申請が想定に及ばず不用額が生じた要因となったと考えております。

続きまして、施設園芸農業者を対象として、燃料価格が一定の基準を上回った場合に、国のセーフティネット制度における補填金の農業者負担相当分の3分の1を支援する施設園芸燃油等価格高騰緊急対策事業につきまして、令和4年度を対象として実施しております。令和5年1月から3月分の支払事務を行うために令和5年度に繰り越したものでございまして、令和5年度の繰越額1億400万円に対しまして不用額が8,085万円となっており、不用額の割合としましては78%となっております。

不用が生じた主な原因としましては、支援対象となる期間、特に冬季におきまして平年よりも気温が高く、燃料の使用量が想定より少なくなったことや、当初は国のセーフティネット制度がなかったLPガスについては価格高騰分の2分の1を支援することとしておりましたが、年度途中で国のセーフティネット制度にLPガスが支援対象に追加されたため、県の支援割合をA重油・灯油と同様に3分の1に変更したことなどが挙げられます。

続きまして、マルチやビニールを使用する農業者を対象として農業用被覆資材の価格高騰分の2分の1を支援する農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業につきまして、令和5年度の予算額1億8,500万円に対しまして不用額が9,306万円となっており、不用額の割合としては50%となっております。

不用が生じた主な原因としましては、統計に基づく直近の資材価格の高騰額を基に積算しておりましたが、施設園芸用の内張資材につきましては、種類によって長期間使用可能であるものの、支援が行き渡らないことがないようマルチやビニールを使用する品目の作付面積を基に所要額を積算していたことに加えまして、マルチにつきましてはトンネル資材や内張ビニールと比べまして安価でございまして、高騰額自体が相対的に小さく、申請数が少なくなったことなどが挙げられます。

続きまして、主要な野菜の価格が著しく下落した場合に生産者へ補填金を交付し、生産者の経営に及ぼす影響を緩和する特定野菜生産農家経営安定対策事業につきまして、令和5年度の予算額3,510万円に対し不用額が3,335万円となっておりまして、不用額の割合としては95%となっております。

不用が生じた主な原因としましては、過去10年間の補填金交付実績を基に積算しておりましたが、対象野菜の価格が比較的低下しなかったことから、補填金の交付額が少なかったことが挙げられます。

都築畜産振興課長

先ほど御説明させていただきました畜産振興課に関する二つの執行残について、御説明申し上げます。

まず、配合飼料価格高騰緊急対策事業の執行残につきましては、令和4年度から令和5年度の繰越予算3,700万円余りの予算に対しまして執行残が約1,646万9,000円、繰越額に

対しまして43.7%の不用となっております。

理由としましては、前年度の配合飼料の購入数量を基に積算を行っておりますが、農家数が減少したりでありますとか、農家数は変わらないのですが飼育している家畜の数が減ったりというところでありますとか、高騰が今も続いております配合飼料なので買い控えがあったりとか、この事業の要件にも掲げております自給飼料増産による配合飼料の購入減などによるものと考えております。

続きましてもう一つ、家畜保健衛生再編整備事業の執行残についてでございますが、令和5年度の1億6,396万1,000円の予算につきまして執行残が9,253万2,000円、約56.4%の不用となっております。

理由としましては、徳島県家畜保健衛生所機能強化基本構想を策定しまして、最も老朽化が著しい阿南市にあります南部圏域庁舎から整備を進めておりまして、人件費、資材費の高騰が進む中、工事金額を策定して進めているところでございます。

令和5年度につきましては、工事の進捗が図られる中で、実際に施設で働くことになる現場職員と共に話し合い協議を重ねながら、効率的、効果的な施設整備を目指すとともに、経費削減に努めた結果と考えております。

平島林業振興課長

不用額が当初予算又は経常予算と比較して4割以上となった該当事業につきましては2事業ありまして、まずは森林整備地域活動支援交付金事業であります。

当初予算7,125万1,000円に対しまして決算額が944万2,372円となっております。当初から決算を引きますと6,180万8,628円となります。

この事業内容は林地の集約化による適正な森林整備を計画的に推進するため、森林経営計画の策定促進や森林境界の明確化作業、森林作業路網の改良などに対する支援でございまして、主な不用の理由としましては、当該事業を活用し森林境界の明確化作業を予定していた市町が、自身に配分された森林環境譲与税を活用して事業を実施したため、不用となったということになっております。

もう一つの乾燥材供給体制整備事業は令和4年度から令和5年度への繰越しの事業でございまして、繰越額5,000万円に対しまして不用額が2,114万6,000円となりまして、割合でいうと42%となっております。

この事業の内容につきましては、ウッドショック等で供給がひっ迫している建築資材を安定的に市場に供給できる体制構築と、県産建築資材の拡大を図るための木材の人工乾燥機導入に対する支援でございまして、不用の理由となりますのは、人工乾燥機導入を受けまして当初、木材事業者2者が導入する予定でありましたが、所要の都合により1者が辞退したため不用となりました。

中原農山漁村振興課長

県土整備部も同じかと思うのですが、災害復旧につきまして、当初32億5,920万円計上させてもらっていましたが、幸いにも今年度は災害が少なかったということで減額させていただきました。減額のトータルは28億4,270万4,000円で、率にしますと87.2%でございます。

仁木委員

途中なんですけど時間が迫ってきましたので、間で申し訳ないのですが、農林水産部においては、生産者の危機事象に備えた事業が非常に多いわけですね。

だからそれが不用に残ってしまうのは、逆に言えば何もなかったということで良いことだと思います。ただ、危機事象が発生したときには、速やかに増額の補正を組んで対応したり、その運用方法についても危機事象、最悪の事態を想定したときにどうしていくかということも含めて、検討は常に心掛けていただきたいと思います。1点です。

それと、昨日も教育委員会であつたのですが、南部県民局が現場に入る人たちとの話で50%も下がるというのであれば、元から話をして50%を下げるというのが一番分かりやすいのです。普通に考えて5割も下がるというのは、予算の見立てが甘いのではないかと見てしまうわけなんですけど、積算するときというのは、農林水産部独自でやっているのか、建築・建設のプロといえば県土整備部になるんですけど、そちらと連携を取って積算しているのか、はたまたいわゆるコンサルに投げて積算してもらっているのか、どういうやり方なのか教えていただければと思います。

都築畜産振興課長

先ほどの見積りについてのお話ですが、家畜保健衛生所の建て替えにつきましては、県土整備部と調整しながら見積りをお願いしているところです。

仁木委員

安くなったのは良いのは良いのだけど、どうなのかなと。予算の見立てが甘いのではないのかと思ってしまいます。だからそこら辺、余り納得がいけないのですが、終わったことなので決算は認めるのですが。ただ、余りにも当初予算とかい離する、不用額が出るというのはなぜかなと思うのは当たり前なので、余り納得がいけないだけです。

もっと真実の答弁があるんだったら違うんです。これを言えるようにしておいてと、とりあえず振ってあるのですが、我々は真実を知りたいだけであって、中に入る話合いだけで50%も下がるのかと思うのですよ、普通に考えて。誰しも思う話だけ。

今日はそれでいいのですが、また、こういうことがなぜ起こっているかというのは、改めてでも時間があるのだったら教えてもらえればと思います。

それと、森林のほうで森林環境譲与税を使ったから県のを使わなかったとあつたではないですか。森林環境譲与税を使うのは市町村の自主的な判断だから良いと思うのだけど、県が構えているのだから、きちんと消化できるように、一緒に使ったり、並行してできたり、増額できたりするような形になっていないのかと気になって。両方を一緒にするのは駄目なのですよという話だったら、何らかの勉強をしていただいて改良してもらおうほうが、もっと予算効果が出てくるのではないかなと思うので、減額するようには言わないから使える方法は何かないのかというのを最後に教えていただいて終わります。

平畠林業振興課長

この事業は、境界明確化のほかにも経営計画策定の促進や作業道の路網の改良などに対

する支援でございますので、そちらでできないかと働き掛けたと聞いているのですが、なかなか調整ができなかったということです。

今後、このことを踏まえまして、こちらの持っている国費等を有効に使えるように、市町と一緒に協調してやっていきたいと思います。

仁木委員

まとめますが、当初予算を次の年に要求する際に減額して要求するんでなしに、せっかく取れているのだから、実績もあるのだからそのままがいいと思うのです。でも、それを消化することをしっかり考えてほしいです。そのことをお願いしたいと思います。

常任委員会のときに議論をしていたら、なぜそんなに掛かるのかとか、もっと安くならないのかとかいう話もしますが、一旦予算が通ったら、我々はその予算が積算の上で正しいと思って認めているわけなので、認めているということは、年度内に全部執行してくれなかったら事業はできないのではないですかとなるわけなのです。

予算が通過するかしないかの時点で、我々の立場も見方も変わるというようなことで、今回も不用額について聞かせていただきました。以上で終わります。

扶川委員

一つだけ。大きな雨なんかの災害で、農地や畑、農道、水路が被害を受けたときに、それを修繕するときの負担はどうなっているのか。それと令和5年度の実績を教えてください。

坪井生産基盤課長

ただいま委員より、農地及び農業用施設の災害復旧の負担等について御質問を頂いております。

生産基盤課が所管いたします農地・農業用施設の災害復旧事業についてでございますが、令和5年度につきましては事業費6,156万3,000円ほどの予算で、勝浦町の三溪地区ほか25地区において農地及び農業用施設の復旧を行っているところでございます。

農地及び農業用施設が異常な天然現象によりまして発生した災害により被害を受けた場合につきましては、農業生産の維持を図る観点から一定の要件に該当する農地・農業用施設災害復旧事業については、国がその経費の一部を補助する制度が設けられているところでございます。

委員お話しの負担割合でございますが、基本となります国の補助率については、田んぼや畑などの農地については50%でございますが、農道や農業用水路などの農業用施設では65%となっております。

また、条件によりまして補助率のかさ上げ措置があるところでございまして、農家1戸当たりの災害復旧事業費に応じまして補助率のかさ上げの申請をすることによりまして、補助率のかさ上げ措置が受けられることになります。

更に被害が大きい災害があった場合、いわゆる激甚災害に指定された場合につきましては、更に上乘せして補助率がかさ上げされるところでございます。

昨年の実績でございますが、農地の場合ですが、基本補助率が50%でございますが、補

助率のかさ上げ措置によりまして昨年度、農地につきましては約88%、更に災害の大きい激甚災害の場合につきましては98%となっております。

農業用施設につきましては基本補助率65%でございますが、補助率のかさ上げによりまして昨年度は98%、さらに、激甚の場合については99%となっております。

（「後で自分で聞いたらいい、時間がオーバーしている」と言う者あり）

岡田（理）委員長

ということですので、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の委員会を閉会いたします。（15時15分）